平成２５年（フ）第１３０５４号
東京都杉並区上井草２丁目44―８―303
債務者　山中　哲也（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０５５号
東京都杉並区上井草２丁目44―８―303
債務者　山中　陽妃
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０６２号
千葉県柏市高柳1528―４―106
債務者　大戸　順子（旧姓薄田）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０６５号
東京都板橋区高島平３丁目10―１―1126
債務者　平島　僚太
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０６８号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目41―19―102
債務者　有岡　育美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０７１号
東京都練馬区豊玉北６丁目６―12―201
債務者　菅田　真大
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０５７号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目９番５―510号
債務者　池田　洋介
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４５号
東京都東大和市芋窪３丁目1653番地の４ルミエールコート101
債務者　遊佐　淳史
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５４号
静岡県浜松市中区高丘東３丁目17番20号　アメイジンググレースⅠ203号、住民票上の住所静岡県浜松市東区積志町1893番地
債務者　松本　佑紀
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第２２号
福岡県大川市郷原479番地
破産者　株式会社成清システム
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
福岡市博多区博多駅前２丁目12番12号
破産者　株式会社パナワールド
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８９号
福岡市東区松島３丁目14番７号
破産者　株式会社竹島建設
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２８０号
栃木県那須塩原市大原間543番地５
破産者　相馬　良成
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８１号
栃木県那須塩原市豊浦北町69番地
破産者　株式会社ニチモク
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１６号
栃木県矢板市石関658番地２
破産者　有限会社益子総合商販
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５３号
栃木県真岡市中入谷地賀東2667―２、住民票上の住所栃木県芳賀郡益子町大字小宅35番地１
破産者　山田　明彦
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６２１号
埼玉県東松山市砂田町８番地７　レオパレスダモイ105、旧住所埼玉県草加市青柳町420番地２
破産者　清水　利行
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係